

京都府健康福祉行政の概要

(令和8年度版)

京都府健康福祉部

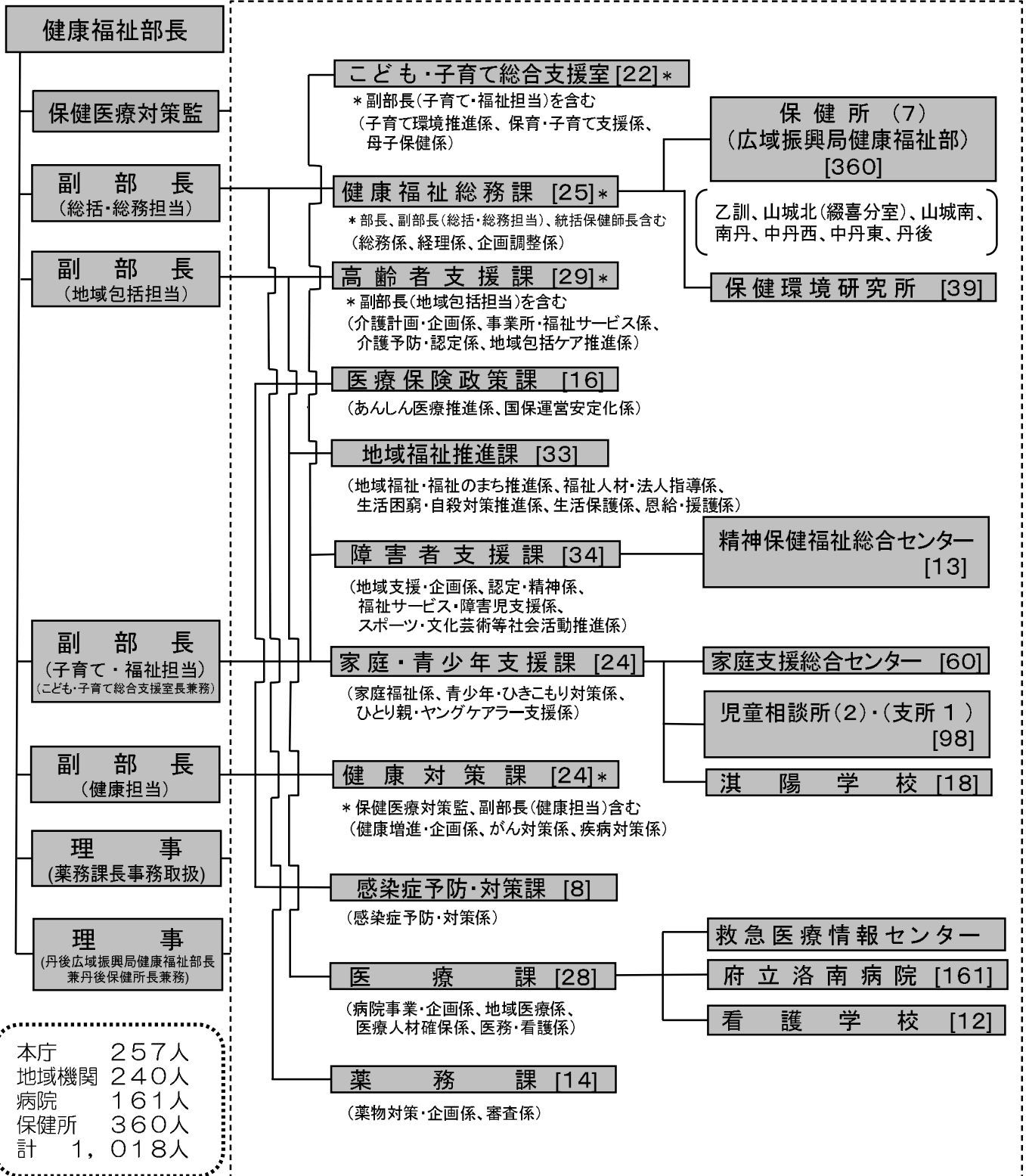
目次

第1 健康福祉部の組織	1
1 健康福祉部の執行体制(令和8年6月1日現在)	1
2 所掌事務	2
3 健康福祉部関係附属機関	12
第2 令和8年度健康福祉部予算	15
1 一般会計予算	15
2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業 特別会計予算	15
3 国民健康保険事業特別会計予算	15
4 病院事業会計予算	15
5 施策の柱	16
6 令和8年度主要事項一覧	17
資料	20
1 健康福祉部関係の主要計画等一覧	21
2 健康福祉年表 ダイジェスト	25
3 主要指標の状況	27
4 京都府所管保健所等一覧	28

第1 健康福祉部の組織

1 健康福祉部の執行体制(令和8年6月1日現在)

現行の健康福祉部の組織は、次のとおり1室・10課、34係で構成されており、部に属する地域機関は、7保健所(広域振興局健康福祉部)をはじめ、保健環境研究所、家庭支援総合センター、府立洛南病院等の総計16機関です。



全広域振興局に「地域連携・子育て環境推進係」を設置(令4.5.1)

2 所掌事務

本 庁

課 名	所 掌 事 務
こども・子育て 総合支援室	<ul style="list-style-type: none"> (1) こども・子育て支援の企画、総合調整及び推進に関する事。 (2) 次世代育成に関する事。 (3) 結婚、出産及び育児の支援に係る気運の醸成に関する事。 (4) 母子保健に関する事。 (5) 児童手当に関する事。 (6) 児童健全育成事業に関する事。 (7) 保育所及び認定こども園に関する事。 (8) 保育士に関する事。
健康福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関する事。 (2) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事。 (3) 健康危機管理の総合調整に関する事。 (4) 厚生統計調査に関する事。 (5) 保健所、保健環境研究所及び福祉に関する事務所に關する事。 (6) 京都府社会福祉事業団及び京都府立総合社会福祉会館に関する事。 (7) 部内の人事及び組織に関する事。 (8) 部に属する予算の経理に関する事。 (9) 部の広聴及び広報の総括に関する事。 (10) 部内他課の主管に属さない事。
高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢化対策の企画及び総合調整に関する事。 (2) 介護保険に係る企画調整並びに市町村への助言及び支援に関する事。 (3) 介護支援専門員に関する事。 (4) 老人福祉施設等の整備及び運営指導等に関する事。 (5) 京都府立洛南寮に関する事。 (6) 社会福祉施設の指導に関する事。 (7) 介護サービス事業者の指定又は許可及び指導監督の総括に関する事。 (8) 介護サービスの質の向上に関する事。 (9) 社会福祉施設の第三者評価等に関する事。 (10) 介護認定審査会の運営に関する事。 (11) 認定調査の指導及び認定調査員の研修に関する事。 (12) 介護保険審査会の設置及び運営等に関する事。 (13) 訪問介護員養成研修に関する事。 (14) 高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進に関する事。 (15) 公益財団法人京都 SKY センターに関する事。 (16) 老人クラブの育成指導に関する事。 (17) 介護予防事業に関する事。 (18) 地域包括ケアの推進に関する事。 (19) 地域リハビリテーションの推進に関する事（障害者支援課の主管に属するものを除く。）。

課 名	所 掌 事 務
医療保険政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療制度に係る企画調整に関する事。 (2) 医療、健康等に関する調査研究並びに施策の企画及び調整に関する事。 (3) 医療、健康等に係る計画の総合調整に関する事。 (4) 国民健康保険制度の運営の安定化に関する事。 (5) 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会が行う国民健康保険事業の指導監督に関する事。 (6) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する国庫負担金、国庫補助金、調整交付金等の交付に関する事。 (7) 保険医療機関及び保険薬局の指導監督に関する事。 (8) その他国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する事。 (9) 老人、重度心身障害児、重度心身障害者、母子家庭、父子家庭、乳幼児及び児童に対する医療給付に関する事。
地域福祉推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉のまちづくりの推進に関する事。 (2) 生活困窮者の自立支援に関する事。 (3) 生活保護に関する事。 (4) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。 (5) 自殺対策に関する事。 (6) 未帰還者の調査及び引揚者の援護に関する事。 (7) 戦没者の慰霊及び遺族の援護に関する事。 (8) 戦没者、旧軍人・軍属の叙位及び叙勲に関する事。 (9) 公務扶助料、遺族年金等の進達並びに各種給付金及び特別弔慰金の裁定に関する事。 (10) 旧軍人・軍属の恩給及び一時金に関する事。 (11) 旧軍人・軍属の履歴調査及びその証明に関する事。 (12) 戦傷病者の援護に関する事。 (13) 地域福祉振興に関する事。 (14) 福祉ボランティア及び災害ボランティアの振興に関する事。 (15) 民生委員に関する事。 (16) 福祉人材の確保及び定着に関する事。 (17) 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に関する事。 (18) 社会福祉施設の振興に関する事。

課 名	所 掌 事 務
障 害 者 支 援 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害児施策及び障害者施策の企画及び総合調整に関すること。 (2) 身体障害児及び身体障害者の福祉及び自立支援に関すること。 (3) 知的障害児及び知的障害者の福祉及び自立支援に関すること。 (4) 精神保健福祉並びに精神障害者の福祉及び自立支援に関すること。 (5) 障害児福祉手当、特別障害者手当等に関すること。 (6) 障害者の社会参加の促進に関すること。 (7) 心神喪失者等の医療及び観察等に関すること。 (8) 心身障害者扶養共済事業に関すること。 (9) 精神保健福祉総合センター、京都府立視力障害者福祉センター、京都府立桃山学園、京都府立心身障害者福祉センター、京都府立こども発達支援センター及び京都府立舞鶴こども療育センターに関すること。 (10) 障害福祉サービス事業者の指定又は許可及び指導監督の総括に関すること。 (11) 障害福祉サービスの質の向上に関すること。
家庭・青少年支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童虐待対策に関すること。 (2) ドメスティック・バイオレンス対策に関すること。 (3) 児童福祉施設、里親及び児童の福祉に係る養子縁組に関すること。 (4) 児童委員に関すること。 (5) 要保護女性の福祉に関すること。 (6) 家庭支援総合センター、児童相談所、淇陽学校及び京都府立東山母子生活支援施設に関すること。 (7) 青少年活動の推進に関すること。 (8) 青少年の健全育成に関すること。 (9) 京都府立青少年海洋センターに関すること。 (10) 非行・ひきこもり対策に関すること。 (11) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 (12) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 (13) 子どもの貧困対策に関すること。 (14) ヤングケアラーの支援等に関すること。
健 康 対 策 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくり対策の企画立案及び推進に関すること。 (2) 地域保健対策に関すること。 (3) がん対策に関すること。 (4) 難病の保健医療に関すること。 (5) 原子爆弾被爆者の保健医療に関すること。 (6) 歯科保健に関すること。 (7) 栄養改善及び栄養士に関すること。 (8) 小児慢性特定疾病に関すること。 (9) その他健康対策に関すること。

感染症予防・対策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症の予防及び対策の企画立案及び推進に関すること。 (2) 結核予防に関すること。 (3) 予防接種に関すること。 (4) その他感染症の予防及び対策に関すること。
医 療 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療対策の企画立案及び推進に関すること。 (2) 医師、保健師、助産師、看護師その他の医療従事者に関すること。 (3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関すること。 (4) 病院、診療所、助産所及び医療関係諸施設に関すること。 (5) 医療法人に関すること。 (6) 死体の解剖及び保存に関すること。 (7) 災害応急衛生救護に関すること。 (8) 救急医療情報センターに関すること。 (9) 洛南病院及び看護学校に関すること。
薬 務 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 薬剤師に関すること。 (2) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること。 (3) 薬事支援に関すること。 (4) 献血に関すること。 (5) 採血業に関すること。 (6) 毒物及び劇物に関すること。 (7) 覚醒剤に関すること。 (8) 薬用植物の栽培に関すること。 (9) 麻薬、向精神薬、大麻及びあへんに関すること。 (10) 温泉に関すること。 (11) 有害物質を含有する家庭用品に関すること。 (12) 室内空気環境に関すること。 (13) 造血幹細胞移植に関すること。 (14) 衛生検査所に関すること。 (15) その他薬事に関すること。

地域機関名	所 掌 事 務
保 健 所 (広域振興局健康福祉部保健所)	<p>(企画調整課)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 所管区域内の健康福祉行政の企画及び調整に関する事。 (2) 所掌事務に係る市町村及び関係団体との調整に関する事。 (3) 各種計画の市町村への助言援助及び推進に関する事。 (4) 所掌事務に係る各種統計及び調査研究の総括に関する事。 (5) 広聴及び広報並びに情報の集積及び発信に関する事。 (6) 地域医療対策の推進に関する事。 (7) 医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師その他の医療従事者に関する事。 (8) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師その他の医業類似行為者に関する事。 (9) 病院、診療所、助産所その他の医療関係諸施設に関する事。 (10) 死体の解剖及び保存に関する事。 (11) 災害援助に関する事。 (12) 老人福祉に関する事 (13) 介護保険に関する事。 (14) 引揚者等援護に関する事。 (15) 元軍人軍属の身上取扱いに関する事。 (16) 部(所)内の総務事務に関する事。 (17) 部(所)内他課の主管に属さないこと。 <p>(保健課)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域保健の推進に関する事。 (2) 衛生思想の普及及び向上に関する事。 (3) 公衆衛生看護業務に関する事。 (4) 健康相談に関する事。 (5) 感染性疾患に関する事。 (6) 結核に関する事。 (7) 予防接種に関する事。 (8) 原子爆弾被爆者に関する事。 (9) 栄養改善及び栄養士に関する事。 (10) 生活習慣病に関する事。 (11) 難病に関する事。 (12) 小児慢性特定疾病に関する事。 (13) 歯科保健に関する事。 (14) 献血に関する事。 (15) 造血幹細胞移植に関する事。 (16) 老人保健に関する事。 (17) 母子保健に関する事。 (18) 老人福祉に関する事(企画調整課の主管に属するものを除く。) (19) 介護保険に関する事(企画調整課の主管に属するものを除く。) (20) その他健康の保持及び増進に関する事。

地域機関名	所 掌 事 務
保 健 所 (広域振興局健康福祉部保健所)	<p>(福祉課)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活困窮者の自立支援に関すること。 (2) 生活保護に関すること。 (3) 民生委員及び児童委員の指導に関すること。 (4) 児童福祉並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 (5) 身体障害者福祉に関すること。 (6) 知的障害者福祉に関すること。 (7) 精神保健福祉に関すること。 (8) 障害者及び障害児の自立支援に関すること。 (9) 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に関すること。 (10) 支援費制度に関すること。 (11) 福祉のまちづくりに関すること。 (12) その他福祉に関すること。 <hr/> <p>(山城北保健所綴喜分室)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害援助に関すること。 (2) 生活困窮者の自立支援に関すること。 (3) 生活保護に関すること。 (4) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 (5) 精神保健福祉に関すること。 (6) 地域保健の推進に関すること。 (7) 衛生思想の普及及び向上に関すること。 (8) 公衆衛生看護業務に関すること。 (9) 健康相談に関すること。 (10) 感染性疾患に関すること。 (11) 結核に関すること。 (12) 生活習慣病に関すること。 (13) 難病に関すること。 (14) 小児慢性特定疾病に関すること。 (15) 造血幹細胞移植に関すること。 (16) 母子保健に関すること。 (17) その他健康の保持及び増進に関すること。 <hr/> <p>(衛生課)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 旅館業、興行場、公衆浴場、理容所、美容所その他の生活衛生関係営業に関すること。 (2) 理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。 (3) 食品衛生に関すること。 (4) ふぐ処理師に関すること。 (5) ねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。 (6) 墓地及び埋火葬に関すること。 (7) 建築物の衛生的環境の確保に関すること。 (8) と畜場、食鳥処理場及び化製場等に関すること。 (9) 狂犬病の予防及び動物の飼養管理と愛護に関すること。 (10) 胞衣産汚物及び消毒営業に関すること。

地域機関名	所 掌 事 務
保 健 所 (広域振興局健康福祉部保健所)	<p>(続き)</p> <p>(11) 住宅及び衣類の衛生に関すること。 (12) 公園、休養地、プール、海水浴場等多数集合する場所の衛生に関すること。 (13) 住宅宿泊事業に関すること。 (14) 上水道、簡易水道、井戸水その他水の衛生に関すること。 (15) 下水道終末処理場に関すること。 (16) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること。 (17) 有害物質を含有する家庭用品に関すること。 (18) 毒物及び劇物に関すること。 (19) 覚醒剤、あへん、麻薬、向精神薬及び大麻に関すること。 (20) 温泉に関すること。 (21) 衛生上の試験検査に関すること。 (22) その他生活衛生及び業務に関すること。</p> <p>※山城北保健所以外の保健所では、環境衛生課がこれらの事務を所管</p> <p>(環境課)</p> <p>(1) 地域における環境対策の企画、調整及び推進に関すること。 (2) 廃棄物の処理に関すること。 (3) 浄化槽に関すること。 (4) 大気汚染の防止に関すること。 (5) 水質汚濁の防止に関すること。 (6) 環境保全に係る苦情処理に関すること。 (7) 環境保全に係る試験検査に関すること。 (8) その他環境対策に関すること。</p> <p>※山城北保健所以外の保健所では、環境衛生課がこれらの事務を所管</p> <p>(食肉・試験検査課)</p> <p>(1) と畜検査に関すること。 (2) 衛生上の試験検査に関すること。 (3) 環境保全に係る試験検査に関すること。</p> <p>※中丹西保健所にのみ設置</p>
保 健 環 境 研 究 所	<p>(1) 感染症、食品衛生、環境衛生等に係る微生物学的、病理学的試験検査及び調査研究に関すること。 (2) 食品衛生に係る食品、添加物、器具、容器包装等の試験検査及び調査研究に関すること。 (3) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、家庭用品、毒物及び劇物等に係る試験検査及び調査研究に関すること (4) 温泉、飲料水等に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (5) 衛生動物及び水生動物に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (6) 一般廃棄物及び産業廃棄物に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (7) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p>

地域機関名	所 掌 事 務
保健環境研究所	<p>(続き)</p> <p>(8) 放射能に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>(9) 水質汚濁に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>(10) 試験検査技術者の研修に関すること。</p> <p>(11) 公衆衛生に係る情報の収集及び整理に関すること。</p> <p>(12) その他公衆衛生に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p>
家庭支援総合センター	<p>(1) 家庭問題に係る総合相談及び支援に関すること。</p> <p>(2) 家庭問題に係る関係機関の総合調整に関すること。</p> <p>(3) 児童の福祉に係る市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。</p> <p>(4) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じること。</p> <p>(5) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。</p> <p>(6) 児童の一時保護を行うこと。</p> <p>(7) 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。</p> <p>(8) 里親に関すること。</p> <p>(9) 児童の福祉に係る養子縁組に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。</p> <p>(10) 施設退所者の生活支援に関すること。</p> <p>(11) 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。以下この項において「困難な問題を抱える女性」という。）に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応じること。</p> <p>(12) 困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。</p> <p>(13) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。</p> <p>(14) その他困難な問題を抱える女性に関する業務を行うこと。</p> <p>(15) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行うこと。</p> <p>(16) 市町村の身体障害者の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。</p> <p>(17) 身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。</p>

地域機関名	所 掌 事 務
家庭支援総合センター（続き）	<p>（続き）</p> <p>(18) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、必要に応じ、補装具の処方及び適合判定を行うこと。</p> <p>(19) 市町村の自立支援給付（身体障害者及び知的障害者に係るものに限る。）の実施に関し、技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。</p> <p>(20) 市町村の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。</p> <p>(21) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。</p> <p>(22) 知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。</p>
児童相談所（家庭支援センター）	<p>(1) 家庭問題に係る総合相談に関すること。</p> <p>(2) 児童の福祉に係る市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。</p> <p>(3) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じること。</p> <p>(4) 児童及びその家族につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。</p> <p>(5) 児童の一時保護を行うこと。</p> <p>(6) 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。</p> <p>(7) 里親に関すること。</p> <p>(8) 児童の福祉に係る養子縁組に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。</p> <p>(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行うこと。</p>
淇陽学校	<p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に関すること。</p> <p>(2) 不良行為を行い又は行うおそれ等のある児童の入所又は通所による自立支援に関すること。</p>
救急医療情報センター	<p>(1) 救急医療に係る情報の管理及び連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 医療機関、関係行政機関等に対する救急医療情報の提供に関すること。</p>

地域機関名	所 掌 事 務
洛 南 病 院	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づく精神障害者の医療及び保護に関すること。
看 護 学 校	看護師の養成に関すること。
精 神 保 健 福 祉 総 合 セ ン タ ー	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健所及び精神保健関係機関に対する技術指導及び技術援助に関すること。 (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務従事者の教育及び研修に関すること。 (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及啓発に関すること。 (4) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関すること。 (5) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導に関すること。 (6) 精神医療審査会に関すること。 (7) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。 (8) 自立支援医療（精神通院医療に係るものに限る。）に関すること。 (9) 市町村の自立支援給付（精神障害者に係るものに限る。）の実施に関し、技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。 (10) 酒害予防の相談及び指導に関すること。 (11) デイ・ケア（回復途上にある精神障害者に対する生活指導、作業指導等をいう。）に関すること。 (12) 精神科病院の指導監督に関すること。 (13) 精神保健指定医に関すること。 (14) その他精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

3 健康福祉部関係附属機関

名 称	根 拠 法 令	事 項
京都府社会福祉審議会	社会福祉法第7条第1項	社会福祉に関する事項（精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議
京都府介護認定審査会	介護保険法第 条第2項	府内7町村からの委託を受けた、要介護認定に係る審査・判定
京都府介護保険審査会	介護保険法第 条	市町村が行った行政処分（保険給付に関する処分又は保険料その他介護保険法の規定による徴収金に関する処分）に不服がある者からの審査請求についての審理
京都府国民健康保険審査会	国民健康保険法第 条	保険給付に関する処分又は保険料その他徴収金に関する処分の不服申立てに対する審査
京都府後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第 条	後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他徴収金に関する処分の不服申立てに対する審査
京都府国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第 条	国民健康保険事業の運営に関する事項について知事の諮問に応じ調査審議し、意見を答申
京都府医療扶助審議会	京都府附属機関設置条例第1条	要保護者入院医療の要否その他医療の給付に関し、知事の諮問に対する答申
京都府自殺対策推進協議会	京都府自殺対策に関する条例第 条	自殺対策推進計画の策定又は変更に関する事項及び自殺対策に関する重要事項の調査審議
京都府精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項	精神保健福祉に関する事項の調査審議
京都府精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 条	精神病院入院者の定期の病状報告等の審査及び退院等の請求の審査
京都府障害者施策推進協議会	障害者基本法第 条第1項	障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての必要な事項の調査審議、施策の実施状況の監視及び関係行政機関相互の連絡調整

名 称	根 拠 法 令	事 項
京都府障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 条第 1 項	市町村の介護給付費等に係る処分についての審査請求に対する審査
京都府障害者相談等調整委員会	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例第 条	条例に規定する「不利益取扱い等」の解決のための助言又はあっせん。障害者の権利利益の擁護のための施策に関する重要事項の調査審議
京都府青少年健全育成審議会	青少年の健全な育成に関する条例第 条の	有害図書類の指定等に係る知事の諮問のほか、青少年の健全な育成を図るための総合的施策の樹立及び実施に関する重要事項の調査審議
京都府小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第 条の 4 第 1 項	小児慢性特定疾病医療費の支給認定についての審査
京都府感染症診査協議会 府内 3 協議会を設置	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 条第 2 項、第 3 項	・ 感染症患者の就業制限に関する通知及び入院期間の延長に関する必要な事項の審議 ・ 感染症患者の公費負担申請に関する医療内容の適否の審議
京都府指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律第 8 条第 1 項	特定医療費の支給認定についての審査
京都府がん対策推進協議会	京都府がん対策推進条例第 条	都道府県がん対策推進計画の策定又は変更に係る知事の諮問及びがん対策に関する重要事項の調査審議
歯と口の健康づくり推進協議会	京都府歯と口の健康づくり推進条例第 条	保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等の施策や取組との連携を図るための計画の進行管理
京都府医療審議会	医療法第 条第 1 項	医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議

名 称	根 拠 法 令	事 項
京都府麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法 第 条の 第 1 項	麻薬中毒患者の入院措置に関する審査
京都府薬事審議会	京都府附属機関設置条例 第 1 条	薬事に関する重要事項の調査審議
京都府薬物等指定審査会	京都府薬物の濫用の防止 に関する条例第 条第 1 項	知事指定薬物及び知事監視店舗の指定等 のための調査審議
京都府循環器病対策推進協議会	健康寿命の延伸等を図る ための脳卒中、心臓病そ の他の循環器病に係る対 策に関する基本法第 条	京都府循環器病対策推進計画の推進等に当 たり、必要な事項を協議

〈指定管理施設〉

施 設 名	指定管理者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 府立心身障害者福祉センター ・ 府立洛南寮 ・ 府立東山母子生活支援施設 ・ 府立視力障害者福祉センター ・ 府立桃山学園 ・ 府立こども発達支援センター 	社会福祉法人京都府社会福祉事業団
<ul style="list-style-type: none"> ・ 府立総合社会福祉会館 	日本管財株式会社
<ul style="list-style-type: none"> ・ 府立舞鶴こども療育センター 	国家公務員共済組合連合会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府立青少年海洋センター 	公益社団法人京都府青少年育成協会

第2 令和8年度 健康福祉部予算

1 一般会計予算

令和8年度の健康福祉部の一般会計予算は総額2,078億27百万円余で、骨格的な予算ではあるものの、前年度予算と比較して3.3%の増となっている。

主な増減は、社会福祉費については、障害者自立支援費、後期高齢者医療助成事業費の増、児童福祉費については、子ども・子育て支援新制度基盤整備費、児童措置費の増、医薬費については、地域医療機能強化特別事業費の減などによるものである。

健康福祉部一般会計予算款項別内訳

(単位：千円，%)

款・項	令和8年度 当初予算	令和7年度 当初予算	増減	前年度比
総務費			▲6,268	
企画費			▲6,268	
民生費				
社会福祉費				
児童福祉費				
生活保護費			▲10,320	
衛生費			▲102,634	
公衆衛生費				
保健所費				
医薬費			▲479,087	
計 (A)				
府全体 (B)				
全体比 (A)／(B)				

2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

(単位：千円，%)

令和8年度 当初予算	令和7年度 当初予算	増減	前年度比

3 国民健康保険事業特別会計予算

(単位：千円，%)

令和8年度 当初予算	令和7年度 当初予算	増減	前年度比
		▲4,072,431	

4 病院事業会計予算

(単位：千円，%)

令和8年度 当初予算	令和7年度 当初予算	増減	前年度比
		▲2,914,451	

- 令和8年度当初予算については、骨格的予算として編成
- 目下の最重要課題である、物価高騰等の影響を受ける府民生活や事業活動への対策のほか、府民の命と健康を守る医療・福祉、防災・減災などの安心・安全対策や、新年度に合わせた子育て・教育分野への対応など、年度当初から取り組むことが必要な事業を計上。
- 国の経済対策も最大限に活用し、2月補正と併せて切れ目のない14ヶ月予算として編成

【予算体系及び主な予算事項(健康福祉部所管事項抜粋)】

- 府民生活を守り向上させるための取組
 - ▶ 乳幼児家庭外出支援事業費（2月補正）
 - ▶ 保育所等活動継続支援事業費（2月補正）
 - ▶ 児童福祉施設特別支援事業費（2月補正）
 - ▶ きょうとこどもの城等特別支援事業費（2月補正）
 - ▶ 生活困窮者等物価高騰対策緊急生活支援事業費（2月補正）
- 事業活動を守り発展させるための取組
 - ▶ 生産性向上・人手不足対策事業費（2月補正）

- 安心できる健康・医療・福祉の充実
 - ▶ 看護師等確保・定着対策事業費
 - ▶ 総合医師確保対策費
 - ▶ 子どもの心の診療ネットワーク事業費
 - ▶ 高齢者施設等利用者支援事業費（2月補正）
 - ▶ 介護現場業務効率化促進事業費（2月補正）
 - ▶ 福祉医療制度充実費

- 子育て環境の充実
 - ▶ プレコンセプションケアプロジェクト推進事業費
 - ▶ きょうと婚活応援強化事業費

【令和8年度 健康福祉部当初予算 ※ 主要事項一覧】 ※令和7年度2月補正予算を含む

事項名	予算額 (千円)	事業の概要
1 府民生活を守り向上させるための取組		
乳幼児家庭外出支援事業費 (2月補正)	400,000 400,000	・子ども連れでの外出の負担を軽減するため、外出応援キットを配布するとともに、授乳等ができるスペースの設置を促進し、乳幼児家庭を支援
保育所等活動継続支援事業費 (2月補正)	240,000 240,000	・物価高騰下においても、子どもの成長に必要な様々な体験機会を継続して確保するため、保育施設等が行う行事や発表会に要する費用等を支援
児童福祉施設特別支援事業費 (2月補正)	9,000 9,000	・物価高騰下においても、入所児童の健やかな成長を守るため、児童福祉施設が実施する、養育環境や学習環境の整備等への支援を実施
きょうとこどもの城等特別支援事業費 (2月補正)	25,000 25,000	・子ども食堂やこどもの居場所において開催されるBBQやクリスマス会等の特別な体験活動に要する経費への支援や、育ち盛りの子どもたちが適切な食事をとれるよう食材費高騰分の支援を実施
生活困窮者等物価高騰対策緊急生活支援事業費 (2月補正)	140,000 140,000	・物価高騰等の影響により、生活に困窮されている方々の状況を把握するとともに、生活に必要な支援物資等を提供
2 事業活動を守り発展させるための取組		
生産性向上・人手不足対策事業費 (2月補正)	424,000 424,000	・中小企業や社会福祉施設、保育所・幼稚園等の環境改善を図るため、業種・業界の垣根を越えて3S・5Sをはじめとした持続的な生産性向上に資する取組を学び・実践する仕組みを構築し、ソフトとハードを組み合わせた一体的な支援を実施
1 安心できる健康・医療・福祉の充実		
看護師等確保・定着対策事業費	682,195	・府内における医療提供体制を確保するため、看護師等がライフステージに応じて働き続けられるよう、養成の充実、確保・定着の推進、資質の維持・向上、再就業の促進の4本柱で総合的かつ一体的な看護師等確保対策を推進
総合医師確保対策費	967,505	・医師の確保が困難な地域等における医療体制を確保するため、「京都府地域医療支援センター(KMCC)」を活用し、オール京都体制で総合的な医師確保対策を推進
子どもの心の診療ネットワーク事業費	28,000	・専門医療機関と地域の医療機関との連携による診療体制の構築により、発達障害児の初診待機期間短縮を図るため、ネットワークの拠点となる府立医科大学に専従医師等を配置
高齢者施設等利用者支援事業費 (2月補正)	200,000 200,000	・物価高騰が続く中、高齢者施設等の利用者からの実費徴収により実施される行事に要する費用を支援することで、利用者の負担を軽減
介護現場業務効率化促進事業費 (2月補正)	12,000 12,000	・ケアプランの受け渡しのデジタル化を推進することで、介護事業所の事務負担を軽減
福祉医療制度充実費	8,284,783	
ア 京都子育て支援医療助成費		・子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童に係る通院時等の負担額の引き下げを実施
イ ひとり親家庭医療給付事業助成費		・市町村が実施するひとり親家庭医療給付事業に対する助成
ウ 重度心身障害児(者)医療給付事業助成費		・市町村が実施する重度心身障害児(者)医療給付事業に対する助成
エ 重度心身障害老人健康管理事業助成費		・市町村が実施する重度心身障害老人健康管理事業に対する助成
オ 老人医療給付事業助成費		・市町村が実施する老人医療給付事業に対する助成
1 子育て環境の充実		
プレコンセプションケアプロジェクト推進事業費	2,400	・幼児期から社会人まで切れ目のないプレコンセプションケアを推進するため、小・中学校等へ助産師を派遣し、出前授業を実施
きょうと婚活応援強化事業費	16,200	・企業等と連携した婚活支援を推進するため、取組企業の拡大や企業間マッチングを強化するとともに、体験型婚活イベントの充実やAI活用により出会いの場を提供

事 項 名	予 算 額 (千 円)	事 業 の 概 要
子育て環境日本一推進戦略事業費 (うち2月補正 674,000)	27,207,513	
ア 「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」 子ども”ええ顔”発信事業費		・子育てに対するポジティブなイメージを幅広い年代へ普及するため、京都サンガF.C.、京都ハンナリーズ、文化施設、学生等と連携したPRや府内各地でキャラバンを実施
イ きょうとこどもの城づくり事業費 (うち2月補正 25,000)	25,000	・ひとり親家庭など様々な課題を抱える子どもをはじめとする全ての子どもを受け入れる「こどもの城」への支援や「きょうとフードセンター」を中心とした寄付食材及び人材のマッチング実施に加え、市町村が行う居場所事業への支援を新たに実施
ウ 保育環境等向上支援事業費		・子育て環境日本一の推進を図るため、保育所等が行う保育の質の向上のための施設整備や多機能化の取組を支援し、保育環境の充実を促進
エ 妊娠・出産・子育て総合相談体制 整備事業費		・性や妊娠に関する疑問や悩みなどの相談支援を行う個別アプローチを進めるため、若年層が相談しやすく、幅広い悩みに対応できるよう相談体制を整備し、妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた切れ目ない支援を実施
オ その他 (うち2月補正 649,000)	649,000	
京都市地域包括ケアセカンドス タージュ事業費 (うち2月補正 286,000) (うち国民健康保険事業特別会計 28,950)	2,606,171	・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる「あんしん社会」を構築するため、医療、介護、福祉のサービスを一体的に提供する地域包括ケアの実現に向けて介護予防体制を強化するとともに、京都地域包括ケア推進機構を中心にオール京都体制での取組を推進
ア 地域支え合い型生活支援推進事業 (ア) 地域における介護予防や生活支援の促進		・高齢者が地域の担い手として活躍できる人材育成や住民主体による取組の充実に向けた支援など、市町村が行う介護予防・生活支援事業等の取組を推進
(イ) データヘルスの推進など市町村 域を越えた課題への対応		・きょうと健康長寿・未病改善センターの運営やエビデンスに基づくデータヘルスの推進など、市町村が実施する健康増進事業への支援
(ウ) 市町村や団体等が活動しやすい 土壌づくり		・京都地域包括ケア推進機構の運営や各保健所に設置した共助型生活支援推進隊による働きかけ
イ 地域包括ケア基盤の整備等 (ア) 地域包括ケア基盤の整備 (うち2月補正 281,000)	281,000	・介護施設の整備や在宅医療提供体制の充実を進めるとともに、ケアプランデータ連携システムの導入など介護現場の業務効率化を支援し、地域包括ケア基盤の整備を総合的に推進
(イ) 認知症施策の推進 (うち2月補正 5,000)	5,000	・認知症になっても本人の意志が尊重され、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症応援大使による府民への情報発信等の普及啓発に係る取組を強化
(ウ) リハビリテーションプロジェク トの推進		・急性期から回復期、維持・生活期まで継続した総合リハビリテーション提供体制を推進
訪問介護等サービス提供体制確保支 援事業費 (2月補正 208,000)	208,000	・地域における必要な訪問介護等サービスの提供体制を確保するため、厳しい経営状況にある訪問介護等事業所への支援を実施
自殺防止総合対策事業費	78,363	・京都府自殺対策推進計画に基づき、一人で悩みを抱え込ませない体制づくり、ライフステージや属性(世代・性別等)の状況や課題に応じた取組など、自殺対策を総合的に推進
発達障害者支援体制整備事業費	107,890	・発達障害児・者への切れ目ない支援の実現に向け、医療、保健、福祉等の関連分野が連携して一貫した支援を実施
障害者施設整備助成費 (うち2月補正 45,000)	149,000	・障害者自立のための社会福祉施設の整備に対する助成
障害者文化・スポーツ振興費	76,282	・障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる共生社会を実現するため、障害のある人の文化芸術活動及びスポーツ活動の普及・振興を推進
医療的ケア児支援強化事業費	19,169	・医療的ケア児及びその家族への負担軽減のため、医療的ケア児等支援センターの運営や府立特別支援学校における通学時の支援を実施

事 項 名	予 算 額 (千 円)	事 業 の 概 要
子どもの未来を守る事業費 (うち2月補正 25,000) (母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計) ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金 イ その他 (うち2月補正 25,000)	941,408	・ 母子父子寡婦世帯への経済的助成のための資金貸付を実施
ひとり親家庭等見守り・生活応援事業費 (うち2月補正 25,000)	581,993	・ 厳しい状況にあるひとり親家庭等の子どもの見守りの強化などを行い、ひとり親家庭等が安心して暮らしていけるようサポートを実施
児童虐待総合対策事業費	177,190	・ すべての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止、自立支援に至るまで、一貫した施策を関係機関と連携しながら総合的に推進
青少年再チャレンジ支援事業費	17,494	・ 非行少年の立ち直り支援や少年非行抑止を図るため、関係機関と一体となって総合的に少年非行対策を実施
ひきこもり自立支援総合事業費	77,209	・ ひきこもりからの自立を促進するため、より身近な市町村域での相談体制の構築や学齢期からの早期支援、社会適応訓練や就労支援等を総合的に実施
ヤングケアラー支援体制強化事業費	31,000	・ ヤングケアラー総合支援センターを中心に、当事者や社会全体への広報啓発や、相談から適切な支援につなげるための仕組みづくりを実施するとともに、こどもの居場所においてヤングケアラーへの支援を実施
ドメスティック・バイオレンス対策事業費	20,616	・ 家庭支援総合センター(配偶者暴力相談支援センター)を中心に、市町村や関係機関と連携・協力しながら被害者の相談・保護・自立支援等を実施
がん対策総合推進事業費	211,999	・ 京都府がん対策推進条例に基づき、がん検診受診率の向上をはじめ、がん教育の推進、相談支援の強化、がん医療提供体制の充実など、総合的ながん対策を推進
歯と口の健康づくり事業費 (うち2月補正 38,000)	64,965	・ 京都府歯と口の健康づくり推進条例に基づき、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期などライフステージや環境に応じた歯と口の健康づくり対策を推進
医療機関等経営改善支援事業費 (2月補正 1,308,000)	1,308,000	・ 地域の医療体制を確保するため、医療需要の変化等の影響を受けて厳しい経営状況にある医療機関等への支援を実施
医療施設設備整備助成費	452,000	・ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保や、医療施設における患者の療養環境等の充実、災害時の医療施設の機能の維持に向けた医療施設・設備等の整備に対して助成
(病院事業会計) 洛南病院建替整備事業費	238,489	・ 施設の老朽化や精神科ニーズの多様化に対応するため、児童思春期、薬物依存症、重症うつ病、医療観察法対応等の新たな機能を備えた現地建替整備を実施
薬物乱用ゼロ推進事業費	11,497	・ 府民、特に小中高中生や大学生等の若年層の薬物乱用ゼロを目指し、P.T.A・業界団体・民間団体等との協力・連携の下、薬物乱用防止対策を総合的に推進

資料

健康福祉部関係の主要計画等一覧

名称	法定計画名	計画の内容	根拠法令
京都府子ども・子育て支援事業支援計画 (令和7年度～年度)	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画	子ども・子育て支援法第一条第1項に基づき策定する「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」として、府内市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制等を定めた計画	次世代育成支援対策推進法
	子ども・子育て支援事業支援計画	【主な事項】 ①区域の設定 ②各年度の教育・保育等の量の見込み及びその確保方策 ③教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	子ども・子育て支援法
京都府保健医療計画 (令和6年度～年度)	医療計画	人口構造や疾病構造の変化、医療提供体制を取り巻く環境の著しい変化や課題に対応するため、府民・患者の視点から、地域における保健医療資源の充実と、持続可能な医療を提供する体制の構築を目的としており、医療計画、健康増進計画の内容を網羅した保健医療の基本計画	医療法
	健康増進計画	【主な対策】 ①地域の保健医療を支える人材の育成・基盤の整備 ②府民・患者の視点に立った安心・安全な医療提供体制の確立 ③健康づくりから医療、介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供	健康増進法
第 次京都府高齢者健康福祉計画 (令和6年度～8年度)	老人福祉計画	急速に高齢化が進む一方で、少子高齢化の進行により現役世代が減少する中、高齢になっても生きがいを持って活躍でき、支援が必要になっても安心して生活できる社会を、それぞれの地域の実情に応じて構築するため、3つの計画を一体的に定めた高齢者の健康福祉に関する総合計画 【主な施策】 ①地域包括ケア推進機構を中心とした地域包括ケアの一層の推進 ②高齢者の在宅生活を支えるための基盤整備 ③介護予防・生活支援の充実	老人福祉法
	介護保険事業支援計画		介護保険法
	高齢者居住安定確保計画		高齢者の居住の安定確保に関する法律
京都府中期的な医療費の推移に関する見通し(第4期) (令和6年度～年度)	医療費適正化計画	健康寿命の延伸及び効率的な医療の提供等の推進に向けた努力目標・施策を示し、この取組を基に推計した中期的な医療費の推移に関する見通しを明らかにするもの 【主な施策】 ①府民の健康の維持 ②安全で良質かつ効率的な医療の提供の推進 ③第 次京都府高齢者健康福祉計画の推進	高齢者の医療の確保に関する法律
京都府国民健康保険運営方針 (令和6年度～年度)	国民健康保険運営方針	府が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに府内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、府及び市町村に共通する運営に関する事項を記載した方針 【主な事項】 ①保険料の徴収の適正な実施に関する事項 ②保険給付の適正な実施に関する事項 ③保健事業の充実(健康寿命の延伸)	国民健康保険法

名称	法定計画名	計画の内容	根拠法令
京都府地域福祉支援計画 (令和6年度～年度)	地域福祉支援計画	府内各市町村において地域福祉が計画的に推進されることを支援するために、広域的な見地から京都府の取り組むべき方向性を示す計画 【主な対策】 ①地域における包括的な支援体制の整備 ②様々な地域福祉課題に対する取組 ③地域福祉を支える担い手の確保・育成	社会福祉法
第3次京都府自殺対策推進計画 (令和8年度～年度)	自殺対策計画	府、国、市町村及び府民等が一体となって自殺対策を推進し、悩み苦しんでいる方々が孤立することを防ぎ、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現することを目的として、府内における自殺対策を総合的かつ計画的に推進するために定める計画 【主な対策】 ①自殺の問題に関する府民の理解促進 ②自殺の背景となる社会的な要因の軽減 ③自殺の原因・背景に対応した支援体制等の整備	自殺対策基本法
京都府障害者・障害児総合計画 (令和6年度～年度)	障害者基本計画	障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、障害者基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に定めた、障害者施策に関する総合的な計画 【主な対策】 ①支援体制の充実 ②障害及び求められる配慮等に関する理解の促進相互の交流を促進 ③障害のある人とない人の相互理解を深めるための広報・啓発活動を実施	障害者基本法
	障害福祉計画		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
	障害児福祉計画		児童福祉法
	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画		視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
京都府依存症等対策推進計画 (令和3年度～8年度)	アルコール健康障害対策推進計画	アルコール健康障害やギャンブル等依存症の発生、進行、再発の各段階に応じた予防、回復のための対策と、当事者やその家族が日常生活や社会生活を円滑に営むための支援を推進するため、依存症等対策の基本計画として策定するもの 【主な対策】 ①当事者と家族を早期に相談、治療、回復支援につなげる連携体制の強化 ②地域における人材育成や専門医療機関等の連携拠点となる医療機関の整備	アルコール健康障害対策基本法
	ギャンブル等依存症対策推進計画		ギャンブル等依存症対策基本法

名称	法定計画名	計画の内容	根拠法令
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画 (第5次) (令和6年度～年度)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画	<p>被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、を容認しない社会のさらなる実現をめざす計画</p> <p>【主な対策】</p> <p>①暴力を許さない社会の実現 ②被害者の状況に応じた継続的な支援の実施 ③地域の実情、課題に応じた支援体制の確立</p>	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画 (令和6年度～年度)	困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画	<p>困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、京都府が実施すべき施策を定めた計画</p> <p>【主な施策】</p> <p>①困難な問題を抱える女性等に向けた情報提供 ②アウトリーチ等により早期発見できる環境整備 ③人材育成・研修及び相談・保護体制の充実</p>	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
第3次京都府子どもの貧困対策推進計画 (令和7年度～年度)	子どもの貧困対策についての計画 自立促進計画	<p>貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、子どもが多様な体験の機会を得られないことその他の子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とし、子どもは「社会で育てる」という理念に立ち、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指した計画</p> <p>【主な施策】</p> <p>①連携推進体制の構築 ②ライフステージを通した子どもへの支援 ③ライフステージ別の子どもへの支援</p>	<p>子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法</p>
京都府感染症予防計画 (令和6年度～年度)	予防計画	<p>感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、感染症対策の方向性を示すもので、府では保健医療計画の別冊として感染症予防計画を位置づけ</p> <p>【主な施策】</p> <p>①感染症の発生の予防及びまん延の防止 ②情報の収集、調査及び研究 ③検査の実施体制及び検査能力の向上</p>	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第3期京都府がん対策推進計画 (令和6年度～年度)	がん対策推進計画	<p>府民が、がんによる健康への影響を受けることのないようにするとともに、がん患者及びその家族が療養生活に伴う様々な不安の軽減を図れるよう、がんの予防、早期発見、医療提供体制の整備、がんとの共生等のがん対策を重点的・総合的に推進するための計画</p> <p>【主な対策】</p> <p>①がん予防・がん検診の強化 ②がん医療体制の整備・充実 ③がんとの共生社会の実現</p>	がん対策基本法

名称	法定計画名	計画の内容	根拠法令
京都府循環器病対策推進計画 〔令和6年度～年度〕	循環器病対策推進計画	府民の健康寿命の延伸及び年齢調整死亡率の減少を目指し、循環器病の予防、早期発見、早期治療及び再発予防等の循環器病対策を重点的・総合的に推進するための計画 【主な対策】 ①循環器病の予防や正しい知識の普及啓発 ②保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法
京都府献血推進計画 〔令和8年度〕	献血推進計画	献血について府民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入が円滑に実施されるよう献血の目標、その目標を達成するための取組等を定める計画 【主な取組】 ①安全確保対策の徹底 ②健康づくりの支援 ③普及啓発活動の実施	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

健康福祉年表 ダイジェスト

年	国の動き	府の取組
平	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子ども・子育て支援法改正(4月) ◆ 熊本地震(4月) ◆ 神奈川県知的障害者福祉施設で殺傷事件(7月) ◆ 日本の出生数が、統計開始後初の 万人割れ(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 京都府少子化対策条例施行 4月 ◆ 熊本地震における被災地支援 <ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班、保健師、福祉チーム等を派遣 ◆ ドラッグキャラバン隊を結成 5月 ◆ 「サン・アビリティーズ城陽」パラリンピック競技ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定 7月 ◆ きょうと子育てピアサポートセンター開設 8月 ◆ 京都府こころのケアセンター開設 8月 ◆ 潜在介護人材・保育人材が新たに就職する場合の就職準備金制度の創設 8月
平	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住宅宿泊事業法(いわゆる「民泊新法」)公布(6月) ◆ 介護保険法等が改正施行、「介護医療院」の創設(6月) ◆ 民生委員制度創設 周年 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「京都府地域包括ケア構想(地域医療ビジョン)」策定(3月) ◆ 「少子化対策基本計画」策定(3月) ◆ 「きょうとこどもの城づくり事業」開始(4月) ◆ 「きょうと農福連携センター」設置(5月) ◆ 「ピロリ菌除菌治療費助成事業」、「小児・世代がん患者生殖機能温存療法助成事業」の創設(11月)
平	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国民健康保険の財政運営が都道府県単位化(4月) ◆ 住宅宿泊事業法が施行(6月) ◆ ギャンブル等依存症対策基本法(月) ◆ ノーベル生理学・医学賞にがん免疫治療薬「オプジーボ」を開発した本庶京都大学特別教授が決定(月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 聞こえの共生社会づくり条例施行(3月) ◆ きょうとフードセンター開設(3月) ◆ 京都認知症総合センター開設(4月) ◆ 京都府周産期医療体制強化に関する4者協定を締結(6月) ◆ 子育て環境日本一推進本部を設置(6月) ◆ 健康長寿・データヘルス推進プロジェクトを設置 6月 ◆ 北部リハビリテーション支援センター開設(9月)
平	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 毎月勤労統計調査の不正調査問題発覚(1月) ◆ 「平成」から「令和」への改元(5月) ◆ 医療機能等の再検討を求める公立・公的病院名の公表(9月) ◆ 消費税率10%へ引き上げ(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 京都大学を総合周産母子医療センターに指定(2月) ◆ 全国車いす駅伝競走大会が天皇杯に(3月) ◆ 「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」企業が 社を突破(7月) ◆ 府内3箇所の専門医療機関を「発達障害児支援拠点」として整備(8月) ◆ 「京都府子育て環境日本一推進戦略」策定(9月) ◆ 幼児教育・保育の無償化と副食費支援開始(10月) ◆ 京都府保健環境研究所・京都市衛生環境研究所を開設(12月)
令2	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型コロナウイルス感染症の国内初患者確認(1月) ◆ 全国に緊急事態宣言が発令(4月) ◆ 特別養護老人ホームの入所者14人を含む多数の犠牲者が出た「令和2年7月豪雨」が九州において発生(7月) ◆ 新型コロナウイルス感染症について 年1月末を期限とする感染症法上の「指定感染症」としての扱いを1年延長(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「ひとり親家庭総合相談フェスタ」初開催(2月) ◆ 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、入院医療コントロールセンターを設置(3月) ◆ 医療機関・社会福祉施設でのクラスターを早期に封じ込めるため、「施設内感染専門サポートチーム」による支援を開始(4月) ◆ 京都府外国人介護人材支援センターの開設(6月) ◆ 「きょうと子育て応援レーン」の運用開始(7月) ◆ 「パラ・パワーリフティングチャレンジカップ京都」初のライブ配信(10月) ◆ 特定不妊治療にかかる通院交通費助成の開始(10月) ◆ 「きょうと新型コロナ医療相談センター」を開設し、府市の相談窓口を一本化(11月)

年	国の動き	府の取組
令3	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型コロナワクチン接種開始(2月) ◆ 3度目の緊急事態宣言が発令(4月) ◆ 東京パラリンピック開催(8月) ◆ オミクロン株対策のため、外国人の新規入国停止(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自宅療養者生活支援事業の実施(1月) ◆ 京都府内商店街・コンビニエンスストアでの「きょうと子育て応援施設」のモデル展開(2月) ◆ 京都府ワクチン接種会場を設置(6月) ◆ パラスポーツ体験会を開催(7月) ◆ 城陽市内の を拠点としているパラ・パワーリフティング競技選手が東京 パラリンピックに出場(8月) ◆ 入院待機ステーションの設置(8月) ◆ 子育て環境日本一を目指して「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」始動(11月)
令4	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 宮城・福島で震度6強(3月) ◆ 改正民法施行、成人年齢18歳に(4月) ◆ 不妊治療が保険適用に(4月) ◆ 新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直し(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「 WEラブ赤ちゃんプロジェクト」をオール京都で展開(3月～) ◆ 京都府子どもを虐待から守る条例を制定(3月) ◆ 京都府医療的ケア児等支援センター「ことのわ」開設(4月) ◆ 京都府ヤングケアラー総合支援センターを開設(4月) ◆ 第42回全京都障害者総合スポーツ大会が開催(6月～10月) ◆ 京都府健康フォローアップセンターを開設(9月)
令5	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日本の出生数が統計開始後初めて 万人を下回る(2月) ◆ 文化庁が京都での業務を開始(3月) ◆ こども基本法施行、こども家庭庁が発足(4月) ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更(5月) ◆ 内閣感染症危機管理統括庁発足(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 親子健康手帳(京都府版母子健康手帳)・きょうとすくすくブック(京都版リトルベビーハンドブック)の配布開始(4月) ◆ 西脇知事が「こどもまんなか応援サポーター」に就任(6月) ◆ 府立看護学校の整備に係る基本協定締結(7月) ◆ 京都子育て支援医療助成制度を拡充(9月) ◆ 丹後地域に「児童家庭支援センター」を新設し、こどもの見守り体制を強化(12月) ◆ 子育て環境日本一推進戦略を改定し、新条例を制定(12月)
令6	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 石川・能登半島で震度7(1月) ◆ 障害者差別解消法が改正され、事業者による障害者への合理的配慮の提供を義務化(4月) ◆ パリ オリンピック・パラリンピック競技大会開催(7月～8月) ◆ 気象庁から初めて「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表(8月) ◆ マイナンバーカードと健康保険証を一体化(月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 能登半島地震の被災地支援として、 、保健師等の保健医療福祉活動チームを派遣(1月) ◆ ヤングケアラーの啓発マンガを作成(4月) ◆ 地域包括連携協定による、おむつも購入できる自動販売機をイオンモール 、京都駅ビル等に設置(5月) ◆ 「親子誰でも通園モデル事業」を開始(7月) ◆ 精神障害者に係る医療費助成制度を創設(8月) ◆ 府内大学生による自殺防止動画を作成(9月) ◆ 若手社会人向けの婚活プロジェクトである「京の都恋(みやこい)プロジェクト」を開催(月～)
令7	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大阪・関西万博が開催(4月～ 月) ◆ 生活保護の減額について違法が確定(6月) ◆ ノーベル生理学・医学賞に坂口大阪大学特別栄誉教授が、ノーベル化学賞に北川京都大学特別教授が決定(月) ◆ 高市内閣が発足され、初の女性首相誕生(月) ◆ 青森県で震度6強を観測し、気象庁から初めて「後発地震注意情報」が発表(月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ きょうとプレコン高校生プログラムを作成(3月) ◆ 京都府介護・福祉職場業務改善支援センターを開設(5月) ◆ 「きょうと妊娠から子育て 相談・きょうと妊娠 」を開始(7月) ◆ 大規模地震を想定した近畿地方 ブロック訓練を実施(月) ◆ 年ぶりに府内に発生した高病原性鳥インフルエンザに対し防疫措置を実施(月)

主要指標の状況

項目	京都府	全国	備考
人口 総人口			国勢調査 令和2年10月1日
0~14歳			
65歳以上			
高齢化率			
出生			人口動態統計 令和6年
出生数			
出生率			
合計特殊出生率			
死亡数 総数			
悪性新生物			
心疾患			
脳血管疾患			
自殺			
その他			
医療施設数			医療施設調査 令和6年10月1日
病院			
診療所			
歯科診療所			
社会福祉施設 総数			社会福祉施設等調査 令和6年10月1日
保護施設			
老人福祉施設			
障害者支援施設等			
身体障害者社会参加支援施設			
女性自立支援施設			
児童福祉施設			
母子・父子福祉施設			
その他の社会福祉施設等			
生活保護			被保護者調査 令和6年度（月平均）
保護世帯			
保護人員			
要介護（要支援）認定者数			介護保険事業状況報告 （暫定）令和8年1月
要支援1			
要支援2			
要介護1			
要介護2			
要介護3			
要介護4			
要介護5			
身体障害者手帳数			福祉行政報告例 令和6年度
療育手帳数			
精神障害者保健福祉手帳数			衛生行政報告例 令和6年度

京都府所管保健所等一覧

令和 8. 6. 1 現在

※ 1 広域振興局	二次医療圏域 高齢者健康福祉圏域	※ 1 保健所	市町村名
山城北域振興局 (宇治市)	※ 2 京都・乙訓	乙訓 (向日市)	向日市
			長岡京市
			大山崎町
	山城北	山城北 (宇治市)	宇治市
			城陽市
			久御山町
			八幡市
			京田辺市
			井手町
			宇治田原町
	山城南	山城南 (木津川市)	木津川市
			笠置町
			和束町
			精華町
			南山城村
南丹広域振興局 (亀岡市)	南丹	南丹 (南丹市)	亀岡市
			南丹市
			京丹波町
中丹広域振興局 (舞鶴市)	中丹	中丹西 (福知山市)	福知山市
		中丹東 (舞鶴市)	綾部市
			舞鶴市
			丹後広域振興局 (京丹後市)
京丹後市			
与謝野町			
伊根町			
4 広域振興局	—	7 保健所	25市町村

※ 1 広域振興局欄及び保健所欄のカッコ内は、広域振興局及び保健所の所在地である。

※ 2 京都・乙訓二次医療圏域及び同高齢者健康福祉圏域は、上記 3 市町村と京都市により構成されている。

■ □ ■ □ 京都府所管保健所・圏域地図 ■ □ ■ □



■二次医療圏域

医療法により設定が定められ、高度・特殊・専門的な医療を除く一般的な入院医療の整備を図るべき地域的単位

◆設定基準：圏域内に一般入院医療の需要に対応しうる医療機関が存在している
 圏域内の各地点から医療機関までの所要時間がおおむね1時間程度である
 圏域内の各市町村間に一般入院患者に関する相互依存関係がある

■高齢者健康福祉圏域及び障害福祉圏域

市町村の区域を超えた広域的な見地から、各市町村間で均衡のとれた福祉サービス供給体制の確保を図るため設定
 保健・医療・福祉の連携を図る観点から、医療法に基づく京都府における二次医療圏と整合を図っている

■ □ ■ □ 京都府所管児童相談所・圏域地図 ■ □ ■ □

